## 計画書

## 石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の決定(石巻市決定)

都市計画石巻東部地区被災市街地復興推進地域を次のように決定する。

名	称	石巻東部地区被災市街地復興推進地域
位	置	石巻市松原町、長浜町、幸町、渡波町三丁目、万石町、塩富 町一丁目の各一部
面	積	約15.3ha
緊急かつ健全な復興を図るた		当地区では、津波高潮等から地域の安全性を高めるため、防潮
めの市街地の整備改善の方針		堤の整備に合わせ、都市緑地等の緩衝地帯を配置し、避難路、避
		難場所と連携した、安全で安心な市街地の形成を図る。
被災市街地復興特別措置法第		
7条の規定による制限が行わ		平成25年3月10日
れる期間満了の日		

「区域は計画図表示のとおり」

## 理由

本地域は、東日本大震災により地域内の建物の大部分が壊滅的な被害を受けており、早期の復興が必要である。

このことから、安全で災害に強い市街地整備を実現するため、本案のように決定する。